

一般社団法人松本観光コンベンション協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人松本観光コンベンション協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、松本市及びその周辺地域の観光地域づくりにおける司令塔機能を担い、データに基づく戦略的マネジメント、ステークホルダーとの協働及び受入環境の整備を通じて、持続可能な観光振興、地域経済の活性化及び市民文化の向上を図り、もって国際観光コンベンション都市・松本の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) データに基づくマーケティング・プロモーション
- (2) 地域関係者との情報共有および連携
- (3) 観光客の誘致、広報宣伝及び受入態勢の整備
- (4) MICE・コンベンションの誘致、広報宣伝および開催支援
- (5) 映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致、支援
- (6) 受託事業および指定管理事業の管理運営
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) 古民家等歴史的建造物等の活用事業
- (9) 地域特産品・物販事業
- (10) 観光人材育成・地域づくり支援事業
- (11) その他、当法人の目的達成のために必要な事業

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 社 員

(入 社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員になるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 2年以上会費等を滞納したとき
- (3) 総社員の同意があったとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(退 社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社しようとするときは、退社届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

3 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに当たる。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上16名以内

監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、3名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第20条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(任期)

第21条 当法人の理事及び監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の在任理事及び監事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の親族制限)

第22条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第23条 会長は、当法人を代表し、法人の会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位によりその職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の会務を処理する。

4 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、社員総会の決議によって定める。

(顧問・参与及び相談役)

第26条 当法人に、顧問・参与及び相談役を置くことができる。

2 顧問・参与及び相談役は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問・参与及び相談役は、会長の諮問に応じ、当法人の運営に対し助言を与えるものとする。

第5章 理 事 会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の7日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに当る。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第32条 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名または記名押印する。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第34条 事業の円滑な運営を図るため、当法人に運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第35条 当法人に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

第9章 解 散

(解散の事由)

第37条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併
- (3) 全社員が欠けたとき
- (4) 法人の破産手続き開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支計算)

第40条 当法人の事業計画及び収支計算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 会長は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に報告しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については、理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置)

第42条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第11章 附 則

(事業の承継)

第44条 当法人の設立により、松本観光協会（昭和29年11月設立）の事業は、当法人が承継する。

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	井 上 保
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	坪 田 明 男
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	山 本 浩 司
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	堀 籠 義 雄

(設立時の役員等)

第47条 当法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時理事

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	井 上 保
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	坪 田 明 男
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	山 本 浩 司

設立時監事

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	堀 籠 義 雄
-------------	---------

設立時代表理事

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	井 上 保
-------------	-------

(定款に定めのない事項)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人松本観光コンベンション協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

(記録)

- ・平成22年3月26日定款一部変更
- ・平成22年5月27日定款一部変更
- ・平成23年3月22日定款一部変更
- ・平成26年3月27日定款一部変更
- ・令和 7年6月24日定款一部変更
- ・令和 8年3月26日定款一部変更